

— 出願手続及び出願方法について —

出願手続及び出願方法が、電子申請システムを利用した出願手続を行った後に必要書類を郵送で提出する出願方法のみとなりました。下記の手順を参考に出願を行ってください。

電子申請システム利用可能期間

令和 8 (2026) 年 8 月 27 日 (木) から 令和 8 (2026) 年 9 月 24 日 (木) まで

1 栃木県電子申請システムで出願手続を行う。



《栃木県電子申請システム》



パソコンやスマートフォンから電子申請システムにアクセスし必要事項を入力してください。

【栃木県電子申請システムについて】

(1) 栃木県庁のホームページから栃木県電子申請システムにアクセスする。QR コードからもアクセス可能。



実習助手選考



公仕選考

(2) 手続き一覧の中から「令和 9 (2027) 年度県立学校職員（実習助手、または、公仕）選考試験」を選び、必要事項を入力する。

※ 入力した内容がそのまま願書に反映されます。

(3) 申込みが完了すると、「整理番号」及び「パスワード」が登録したメールアドレスに送信される。

※ 「整理番号」及び「パスワード」は、下のメモ欄に記入するなどして必ず控えておいてください。

「整理番号」

「パスワード」

[] []

2 願書データ（PDF ファイル）を印刷。仕上げを行う。



データを印刷する

印刷されたものに仕上げをする

【願書データの印刷、仕上げについて】

(1) 電子申請システムにより作成した願書データ（PDF）を印刷する。

(2) 印刷した願書等に仕上げをする。

① 願書に証明写真を貼付してください。

② 願書に記入されている内容を確認し、署名欄に自署してください。

③ 自己推薦書は、手書きで記入してください。

※ 印刷した内容に「修正」が必要な場合は、電子申請システム内のメニュー「申込内容照会」から「修正」を行ってください。

3 願書等を郵送により提出する。



【願書等の提出について】

- 要項のとおり、願書および必要書類等を郵送にて提出する。
- ※ 電子申請の申込みのみでは出願とみなしません。必ず受付期間内に必要な提出書類を郵送にて提出してください。
- ※ 料金不足による差出人への返送にご注意ください。

— 受付期間 —

令和8(2026)年9月10日(木)から
令和8(2026)年9月24日(木)まで

※9月24日(木)の消印まで有効

電子申請システムによる出願手続の注意事項

- 1 電子申請システムの利用可能期間は、令和8(2026)年8月27日(木)から令和8(2026)年9月24日(木)までです。申込み締切り直前の回線混雑時やシステム管理等のため、一時的に利用できない場合があるので、余裕をもって申込みしてください。
- 2 電子申請システムで使用するメールアドレスは、緊急連絡等にも使用できるので、本人がメールの受信を常に確認できるメールアドレスにしてください。
- 3 電子申請システムに必要事項を入力したら、必ず「申込む」ボタンをクリックしてください。「申込む」ボタンをクリックしないと申込みが正常に行われません。
- 4 申込みが正常に完了すると、登録したメールアドレスに「整理番号」及び「パスワード」が送信されます。入力した内容を「修正」する場合等に必要となるので、必ず控えてください。
- 5 申込み後、入力内容に「修正」が必要な場合は、電子申請システム内のメニュー「申込内容照会」から登録した内容を照会し「修正」を行ってください。
- 6 電子申請の申込みのみでは出願とみなしません。必ず受付期間内に必要な提出書類を郵送にて提出してください。